

第1号様式(第7条関係)

会 長	事務局長	総務課長	グループ長	係
—	—			

薩摩川内市総合福祉会館使用許可申請書

受付 番号	
----------	--

令和 年 月 日

薩摩川内市社会福祉協議会会長 殿

〒 —

所在地(住所) 薩摩川内市 _____

申請者 団 体 名 _____

責 任 者 _____ 印

連 絡 先 _____

下記のとおり薩摩川内市総合福祉会館を使用したいので許可をくださるよう申請します。
なお、許可されたときは、薩摩川内市総合福祉会館運営規程、その他使用に関する諸規定を守ります。

記

使用目的								
使用年月日		年 月 日 (曜) から ()日間	使用料減免申請	有 (No.) ・ 無				
		年 月 日 (曜) まで	入場料徴収	有 ・ 無				
使用区分		使用時間	人数 (予定)	使 用 料				
				時間単価	基本料	冷暖房料	付属設備	小計
1 階	小ホール	時 分～ 時 分 ()時間						
	機能回復 訓練室	時 分～ 時 分 ()時間						
	調理室・食堂	時 分～ 時 分 ()時間						
	図書室	時 分～ 時 分 ()時間						
2 階	大ホール	時 分～ 時 分 ()時間						
	教養文化室	時 分～ 時 分 ()時間						
	研 修 会議室①	時 分～ 時 分 ()時間						
	研 修 会議室②	時 分～ 時 分 ()時間						
付属設備貸付								
入場料を徴する場合及び許可を得た商行為の場合 (基本料の5割増)								
合 計			実 人 員					

領収年月日	年 月 日	領収証番号第	号	領収方法	現金 ・ 口座振込
-------	-------	--------	---	------	-----------

備 考	
--------	--

処 理 欄	出納簿記入	請求書発行	使用后確認
	月 日	月 日	月 日

- (注) 太枠内を申請者において記入してください。
- (注) この会館は、福祉の増進と健康で文化的な活動に便宜を供与する拠点として設置されておりますので、お申込み後に福祉関係の行事が入った場合は、使用をお断りする場合もございますのでご了承ください。
- (注) 使用後は備品等元の位置に戻し、冷暖房のスイッチを必ず切ってください。

第1号様式(第7条関係)

会 長	事務局長	総務課長	グループ長	係
—	—			

受付 番号	
----------	--

薩摩川内市総合福祉会館使用許可申請書

令和 年 月 日

薩摩川内市社会福祉協議会会長 殿

〒 —

所在地(住所) _____

団 体 名 _____

申請者

責 任 者 _____ 印

連 絡 先 _____

下記のとおり薩摩川内市総合福祉会館を使用したいので許可をくださるよう申請します。
なお、許可されたときは、薩摩川内市総合福祉会館運営規程、その他使用に関する諸規定を守ります。

記

使用目的							
使用年月日		年 月 日 (曜) から ()日間	使用料減免申請	有(No.) ・ 無			
		年 月 日 (曜) まで	入場料徴収	有 ・ 無			
使用区分	使用時間	人数 (予定)	使 用 料				
			時間単価	基本料	冷暖房料	付属設備	小計
1 階	小ホール	時 分～ 時 分 ()時間					
	機能回復 訓練室	時 分～ 時 分 ()時間					
	調理室・食堂	時 分～ 時 分 ()時間					
	図書室	時 分～ 時 分 ()時間					
2 階	大ホール	時 分～ 時 分 ()時間					
	教養文化室	時 分～ 時 分 ()時間					
	研 修 会議室①	時 分～ 時 分 ()時間					
	研 修 会議室②	時 分～ 時 分 ()時間					
付属設備貸付							
入場料を徴する場合及び許可を得た商行為の場合 (基本料の5割増)							
合 計		実 人 員					

領収年月日	年 月 日	領収証番号第	号	領収方法	現金 ・ 口座振込
-------	-------	--------	---	------	-----------

備 考	
--------	--

処 理 欄	出納簿記入	請求書発行	使用后確認
	月 日	月 日	月 日

- (注) 太枠内を申請者において記入してください。
- (注) この会館は、福祉の増進と健康で文化的な活動に便宜を供与する拠点として設置されておりますので、お申込み後に福祉関係の行事が入った場合は、使用をお断りする場合もございますのでご了承ください。
- (注) 使用後は備品等元の位置に戻し、冷暖房のスイッチを必ず切ってください。

(第11条関係)

会館使用料

(平成28年4月1日より適用)

区分	最大利用 可能人数	1時間当たりの使用料		減額後 使用料	
		昼間 9時～17時	夜間 17時～21時		
基本 使用 料	小ホール	120人	250円	380円	300円
	機能回復訓練室	40人	180円	270円	200円
	調理・(食堂)	30人	180(100)円	270(150)円	-(100)円
	図書室	20人	100円	150円	100円
	大ホール	300人	700円	1,050円	700円
	教養文化室	30人	120円	180円	200円
	研修・会議室①又は②	35人	120円	180円	200円
	研修・会議室全部使用	70人	240円	360円	400円
入場料を徴して及び許可を受けた商行為使用		基本料の5割増			

※ 減額後使用料とは、第12条の規定により「使用料の減額」を受けた団体等が使用する全日使用料。

※ 調理室には、「使用料の減額」は適用されませんので、昼間等が適用となります。

附属 設備 使用 料	区分	単位	料金	備考
そ の 他	折りたたみイス	1脚	無料	
	長机	1脚	無料	
	放送設備	1式	500円	大ホール備付けに限る
そ の 他	冷暖房費	小ホール, 大ホールを除く各室	1時間	150円
		小ホール	1時間	250円
		大ホール	1時間	1,000円